

意見書案第6号

自動車運転・自動車装備に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年 9月19日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者 取手市議会議員 赤羽 直 一

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 齋藤 久代

〃 〃 池田 慈

## 自動車運転・自動車装備に関する意見書（案）

「あおり運転」「危険運転」「高齢者による運転」など、原因や背景は異にするが、これらの恐怖と悲しみしかない交通事故等が複数発生し、その映像が毎日のように報道されている。

これまでの事故や事件の中で、自動車運転免許制度の改正や自動車安全装置の義務化によって防ぐことができるものがある。

「あおり運転」「危険運転」は、「ハンドルを握ると人が変わる」などといった言葉があるが、法整備により厳罰に処するなどしなければ、被害者が減ることはない。

次に、「高齢者による運転」は、上記の運転とは運転者の意識として違いはあるものの、その被害者の悲しみは同様である。高齢者への運転免許交付には、十分な自動車運転安全装置の備えられている車両以外は運転できない免許制度にするなどして、事故を減らすべきである。

また、ドライブレコーダーは、万が一の自動車事故のためだけでなく、各種事件の解決の糸口にもなっている。

さらに、デイライトは、日中、歩行者等が車両の存在に早く気づく効果があり、事故防止・交通安全に有効なものである。北欧諸国では1970年代にデイライトの研究が始まり、義務化も進められてきた。一方、日本国内においては、2016年10月、デイライトに関する保安基準が明確化され、昼間の安全走行のために取り付けられる事例も増えているが、購入者や使用者の自己判断となっている。

よって、取手市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を求める。

### 記

1. 「あおり運転」をはじめとする危険な運転行為に対する厳しい罰則の法整備
2. 販売及び車検時のドライブレコーダー装備義務化及び補助制度の確立
3. 自動車型式認証制度による新型の自動車生産または販売時におけるデイライトの標準装備義務化
4. 高齢者ドライバーは、自動車運転安全装置のある車両のみ運転することができる免許制度の確立
5. 自動車免許取得・更新時に新たな運転適正試験の導入

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

茨城県取手市議会

（提出先） 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 国土交通大臣 法務大臣 警察庁長官